

唐津市告示第 2 7 5 号

唐津市離島通院費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 3 0 日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市離島通院費補助金交付要綱

唐津市離島特定診療通院費補助金交付要綱（平成 1 8 年告示第 7 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、離島に居住する住民が島外への医療機関へ通院する際の経済的負担を軽減し、もって離島住民の疾病の早期発見及び早期治療を促し、健康寿命の延伸を図るため離島航路の船賃の一部を補助することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）離島航路 本土と離島（神集島、高島、加唐島、松島、馬渡島、小川島及び向島）を往来するための航路をいう。
- （2）保護者 通院を要する未成年の子ども（満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。）を監護する者で、かつ、三親等以内の親族をいう。
- （3）通院 離島住民が居住地の離島から離島航路を利用して島外の病院又は診療所において、診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、離島以外の医療機関に通院したもので、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）通院の日において本市の離島に住所を有し、かつ、居住しているもの

(2) 通勤又は通学のための定期乗船券を所持していないもの

(3) 当該要綱以外の制度を利用して船賃の補助金又は助成金の交付を受けていないもの

2 小学生以下の子どもの通院に同伴する保護者で前項各号に該当する場合は、当該通院を要する子ども1名につき定期船に同乗した保護者1名を補助対象者とすることができるものとする。

3 唐津市離島中学生海上タクシー利用実施要綱（平成17年唐津市教育委員会告示第11号）第3条第3号の規定に基づき急病等により海上タクシーを利用したときは、この要綱による補助対象者の適用を除外する。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般旅客定期航路事業に係る船賃とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1日当たり一般旅客定期航路事業に係る片道分の船賃を限度とする。

2 一般不定期航路事業における海上タクシー（高島及び神集島の住民に限る。）を利用した場合における補助金の額は、前項の規定による補助金の額を上限とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者又はその保護者は、離島通院費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、診療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

3 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書の提出により、されたものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともにその額を確定し、その旨を離島通

院補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し及び返還請求）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽り其他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部を取り消し、補助金の全額の返還を請求する。

（関係書類の整備及び保管）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市離島特定診療通院費補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日の前日までの通院に係る補助金の申請については、旧要綱の規定による様式を用いることができる。

(表)

第 1 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住所

氏名

※未成年の場合は、保護者が申請すること
(電話番号)

離島通院費補助金交付申請書

次のとおり、唐津市離島通院費補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。
なお、申請にあたり市が各関係機関に通院記録等を照会、調査することに同意
します。

ふりがな		生年月日
患者の氏名		年 月 日
申請者と患者の関係	本人・保護者 (父・母・その他)	

- 【確認事項】 ※該当する項目をチェックしてください。
- 以下の項目を確認し、間違いがないことを申告します。
- ☐ 通院した日において、本市の離島に住所を有し、かつ、居住しています。
- ☐ 通院した日は、離島から定期船等に乗船したことに間違いありません。
- ☐ 通勤又は通学のための定期乗船券を所持していません。
- ☐ この要綱以外の制度を利用して船賃の補助金又は助成金の交付を受けていません。
- ☐ 急病等で唐津市離島中学生海上タクシー利用実施要綱第 3 条第 3 号の規定に基づく海上タクシーを利用していません。

〔申請者記入欄〕							通院した医療機関名						
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
通 院 日													
計	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
〔医療機関証明欄〕													
上記のとおり、当院へ通院したことを証明します。													
年 月 日													
医療機関名 住所													
名称													
印													

(裏)

〔申請者記入欄〕							通院した医療機関名						
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
通 院 日													
計	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
〔医療機関証明欄〕 上記のとおり、当院へ通院したことを証明します。 年 月 日 医療機関名 住所 名称 印													

〔申請者記入欄〕							通院した医療機関名						
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
通 院 日													
計	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
〔医療機関証明欄〕 上記のとおり、当院へ通院したことを証明します。 年 月 日 医療機関名 住所 名称 印													

〔申請者記入欄〕							通院した医療機関名						
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
通 院 日													
計	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
〔医療機関証明欄〕 上記のとおり、当院へ通院したことを証明します。 年 月 日 医療機関名 住所 名称 印													

第2号様式（第7条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市長

離島通院費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった唐津市離島通院費補助金については、唐津市離島通院費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定しましたので通知します。

- | | |
|----------------|----|
| 1 通院回数 | 回分 |
| 2 交付決定及び確定補助金額 | 円 |